

兵庫津ミュージアム施設活用PR動画制作及びSNS活用来館促進業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 本県の多様な地域資源の魅力を内外に発信する拠点施設である「兵庫県立兵庫津ミュージアム」について、旅行代理店や地域資源を活用する地域団体等に対して、教育旅行や活動の場として兵庫津ミュージアムを活用してもらえるように施設をPRする動画を制作するとともに、SNSを活用し一般の方を対象に、兵庫津ミュージアムへの来館を広く促すことを目的とする「兵庫津ミュージアム施設活用PR動画制作及びSNS活用来館促進業務」(以下「業務」という))を委託するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に関する図書(以下「応募図書」という。)の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して10日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画部地域振興課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルとの実施に関して必要な事項は、兵庫県企画部地域振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月11日から施行する。